

比謝川行政事務組合
女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和8年4月

比謝川行政事務組合 管理者

比謝川行政事務組合 議会議長

比謝川行政事務組合 代表監査委員

ニライ消防本部 消防長

はじめに

比謝川行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 19 条に基づき、比謝川行政事務組合管理者、比謝川行政事務組合議会議長、比謝川行政事務組合代表監査委員、ニライ消防本部消防長が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。
（法は令和 7 年の改正により、有効期限が令和 18 年 3 月 31 日まで 10 年間延長された。）

2. 現状分析と課題

最新の公表データに基づき、本組合の現状を以下のとおり分析する。

(1) 職員構成と採用の状況：

- ① 一般行政部門：職員数 10 名のうち女性は 0 名（0%）であり、過去 3 年間の採用実績も男性 1 名のみで女性の採用はない。
- ② 消防部門：職員数 112 名のうち女性は 3 名（2.7%）にとどまっている。過去 3 年間の採用実績も男性のみ（R5：3 名、R6：2 名）であり、女性の採用が課題となっている。

(2) 管理職登用の状況：

消防部門では、令和 7 年時点で課長級に 1 名、係長級に 1 名の女性が登用されており、一定の進展が見られる（係長級以上の女性割合は計 2 名/28 名 = 約 7.1%）。一方、一般行政部門には女性職員自体が不在である。

(3) 給与の男女の差異（令和 6 年度公表）：

- ① 正規職員のみでは 94.8%と差異は小さいが、役職段階や勤続年数の構成差が全体の差異に影響している。
- ② 正規職員以外の差異は 133.5%（男性を 100 とした場合の女性の割合）であ

り、高い割合となっている。

(4) 休暇取得の状況：

年次有給休暇の取得率は、消防行政部門で 97.0%（平均 19.4 日）と非常に高い水準を維持しているが、一般行政部門では 80.8%（平均 16.2 日）となっている。

3. 数値目標

現状分析を踏まえ、以下の目標を掲げる。

- ① 目標 1：女性消防吏員の割合を 5.0% 以上にする。
（現状 2.7%。採用試験における女性受験者層の拡大と積極的な採用を推進する。）
- ② 目標 2：一般行政部門において女性職員を 1 名以上 採用する。
（現状 0% からの脱却を目指す。）
- ③ 目標 3：職員の年次有給休暇の平均取得率を 95% 以上に維持・向上させる。
（特に一般行政部門における取得促進を図る。）

4. 目標達成のための取組内容

(1) 女性職員の採用・登用拡大に向けた取組

- ① 積極的な広報と採用：消防吏員や一般行政職における女性の活躍を周知し、女性受験者の動機付けを図る。
- ② キャリア形成支援：「女性職員研修」や「能力開発研修」への参加を推奨し、ロールモデルの紹介やキャリアパス事例の共有を行う。
- ③ 公平な人事評価：人事評価において、性別に関わらず能力を適正に評価する基準を徹底する。

(2) 女性の健康上の特性への配慮

- ① ヘルスリテラシーの向上：女性の健康上の特性（月経、更年期、不妊治療等）に関する研修会を開催し、職場全体の理解を深める。
- ② 相談体制の整備：産業医による健康相談に加え、オンライン窓口や相互交流の場の設置を検討する。
- ③ 既存制度の活用促進：生理休暇、産前産後休暇、育児時間休暇等の取得しやすい環境を整えるとともに、不妊治療等の通院に時間単位の年次有給休暇や既存の

特別休暇を柔軟に活用できるよう周知する。

(3) ハラスメント防止とワークライフバランスの推進

- ① ハラスメント対策の強化：「比謝川行政事務組合職員ハラスメント防止規程」に基づき、相談窓口の周知を徹底する。また、改正法に基づきカスタマーハラスメントや求職者に対するハラスメントの防止措置を講じる。
- ② 男性の育児参画：「出産補助休暇」や「育児休業」の取得を男性職員にも推奨し、男女共に働きやすい環境を整備する。

5. 情報の公表

改正法に基づき、以下の項目を年 1 回以上公表する。

- ① 職員の男女の給与の額の差異
- ② 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合
- ③ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合
- ④ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況
- ⑤ 管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

6. 推進体制

- (1) 事務局が主管となり、ニライ消防本部及び環境美化センターと連携して計画を推進する。
- (2) 「比謝川行政事務組合運営委員会」において定期的に進捗状況を点検・評価し、数値目標の達成状況に応じて取組内容の見直しを行う。